

# 子育て応援「すくすく積金 1 (いち)・2 (に)・3 (さん)」(1/2)

平成26年3月3日現在

1. 預金の種類 商品名	定期積金 (スーパー積金) 商品名: 子育て応援「すくすく積金 1 (いち)・2 (に)・3 (さん)」
2. 販売対象	契約時に満18歳以下のお子さまを扶養されている父母の方。(個人事業者を含む) ※ご契約の際には、お子さまの年齢、続柄等を健康保険証、住民票等の公的な証明証で確認させていただきます。
3. 契約期間	3年(36回掛込)・4年(48回掛込)・5年(60回掛込)
4. 掛込金額	1万円以上3万円以下とします。(1,000円単位)
5. 契約口数	一世帯の契約口数の上限は、満18歳以下の扶養されているお子さまの人数とします。
6. 掛込方法	原則として「集金扱い」とします。
7. 利息 (給付補填金)	(1) 適用金利 固定金利 契約日におけるスーパー積金店頭表示金利(年利回り)に、満18歳以下の扶養されているお子さまの人数により次の上乗せ金利を適用します。 ①お子さまが1人の場合 : 契約日の店頭表示金利+0.05% ②お子さまが2人の場合 : 契約日の店頭表示金利+0.10% ③お子さまが3人以上の場合 : 契約日の店頭表示金利+0.15% (2) 支払方法 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 (3) 計算方法 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
8. 税金	給付補填金には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優はご利用できません。) ※平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息(給付補填金)には、「復興特別所得税」(0.315%)が追加課税されます。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	満期特約の利用により、満期日に証書・通帳および払戻請求書なしでお支払いし、定期預金等へ全額入金することができます。
11. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約された場合の解約利息は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室(8時30分~17時、電話:022-222-8076)にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一も



杜の都信用金庫

## 子育て応援「すくすく積金1（いち）・2（に）・3（さん）」（2/2）

	<p>あります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>13. その他参考となるべき事項</p>	<p>(1) 定期性総合口座への担保（組み入れ）のお取扱いはできません。  (2) 掛金を先払いするお取扱いはできません。  (3) 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。  (4) 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。  (5) 預金保険制度の対象商品です。  預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。  （当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>

